

平成18年4月12日
経 済 産 業 省

関東局同時発表

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に 対する業務停止命令（4か月）について

経済産業省は、ビジネス関係の教材の販売を行っている全国経営者研究所株式会社（東京都中央区）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、迷惑勧誘等）を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本年4月13日から8月12日までの4か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。

- 1．全国経営者研究所株式会社は、過去に別の事業者と資格講座等の契約を締結したことがある消費者に電話をかけ、過去の契約が今でも続いている、終了するためには新たな教材を購入しなければならないなどと虚偽の説明を行い、教材の販売について勧誘を行っていました。
- 2．また、同社は、同社と一度契約を交わした消費者に対して再度電話をかけ、契約を終了するために3つの資格教材を購入しなければならないなどと虚偽の説明を行って、次々と別の教材を販売していました。
- 3．さらに、同社は、消費者が何度勧誘を断っても、職場等に執拗に電話をかけ続け、消費者をもうこれ以上電話をかけてほしくないと切望する状況に追い込んで、諦めて契約に応じるようにさせていました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

全国経営者研究所株式会社に対する行政処分の内容

1．事業者の概要

- (1) 名称： 全国経営者研究所株式会社
- (2) 代表者： 小川 正文
- (3) 所在地： 東京都中央区銀座一丁目13番12号
- (4) 設立： 平成8年4月
- (5) 取引形態： 特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売
- (6) 取扱商品： 教材（書籍・ビデオテープ等・通信添削付き）
- (7) 売上高： 約450百万円（平成16年度）
- (8) 役員員： 役員2名（常勤）、従業員11名（アルバイト含む。）

2．取引の概要

全国経営者研究所株式会社（以下「本件事業者」という。）は、過去に別の事業者と資格講座等の契約を締結したことがある消費者に電話をかけ、消費者にあらかじめその過去の契約が今でも続いているかのように思わせ、消費者がまだ資格を取得していないことを理由に、このまま契約を継続するか、新たに教材を購入して契約を終了させるかを選択する義務があるなどと、不実のことを告げて勧誘し、消費者が何度断っても、諦めて契約に応じるまで、消費者の職場や携帯電話等に執拗に電話をかけ続けて迷惑を覚えさせるといった営業行為を行っていた。

3．業務停止命令の内容と期間

(1) 業務停止命令の内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約の締結について勧誘を行うこと。

売買契約の申込みを受けること。

売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成18年4月13日から平成18年8月12日まで（4か月間）

4．業務停止命令の原因となる事実

本件事業者は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項第6号及び第7号）

本件事業者は、過去に別の事業者と行政書士等の資格講座等の契約をした消費

者を対象に電話をかけ、以下のような不実のことを告げて勧誘を行っていた。
資格を取得していないので、過去の契約について手続きが必要。
法人契約から個人契約への切替が必要。
特別会員から一般会員への切替が必要。
前回契約した講座は実際には複数からなっており、残りの契約も必要。
契約すれば過去の契約の支払いを止めてあげる。
他社からの勧誘を止めてあげる。

(2) 再勧誘（特定商取引法第17条）

本件事業者は、教材の契約に係る電話勧誘に際し、消費者が契約の意思がないことを表示しているにもかかわらず、その電話で又は再度電話をかけ、同契約に係る勧誘を行っていた。

(3) 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号に基づく省令第23条第1号）

本件事業者の教材の契約に係る勧誘の電話は執拗を極め、消費者が最終的に諦めて契約に応じるまで、消費者の職場や携帯電話等に電話をかけ続け、時には職場の同僚や上司まで巻き込むなど、消費者に多大な迷惑を覚えさせていた。

(4) 重要事項の不告知（特定商取引法第21条第2項）

本件事業者は、教材の契約に係る電話勧誘でありながら、勧誘する商品が教材であるという重要な事実を故意に告げないで、過去の契約の切替のための費用が必要等と告げていた。

(5) 氏名等の不明示（特定商取引法第16条）

本件事業者は、勧誘に先立って、消費者に対し、事業者名、商品の種類及びその電話が教材の売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていなかった。

5. 事例

【事例1】

本件事業者の販売員は、平成14年ころ、かつて他社と行政書士の資格取得のための教材の購入に係る契約を締結したところのある滋賀県在住の消費者Aの携帯電話に電話をかけ、「以前、国のほうから行政書士の資格をとるように言われたと思うが、まだ取ってませんね。私どもは忙しくてなかなか受けられない方に対して、協力させてもらっている。今回は行政書士のかわりに経營業務監査士を取って貰うことになった。そのための教材を買って貰う。」等と告げた。Aは話がおかしいと思い断ったが、本件事業者の販売員は約1時間にわたって執拗に勧誘した。それでもAは教材の申込みをしなかったが、その後も本件事業者の販売員は何度も電話をかけ、執拗に勧誘を行った。Aはついには面倒になり、約50万円の「経營業務監査講座」という教材の購入の申込みをした。

その後、平成16年6月ころ、本件事業者の販売員はAの携帯電話に電話をかけ、「経營業務監査士に認定されたので、全国の経営者の団体の会員になり、年会費を払う必要がある。一括払いだが、払えない場合は、教材を買ってもら

う形で分割払いにすることもできる。」等と告げた。Aはそんな話は聞いていないし、払う意味がわからないと言って断ったが、本件事業者の販売員は「もうすでに会員になっているし、みんな払っているから。2年目以降は払わなくてもいいし、もう電話もかけない。」等と告げた。本件事業者の販売員はその電話で約1時間にわたって勧誘した。それでもAはその電話では契約の申込みをしなかったが、その後も本件事業者の販売員は何度か電話をかけ、勧誘を続けたため、Aはこれ以上電話がかかってこないならと思い、約50万円の教材の購入の申込みをした。

さらに、平成17年1月ころ、本件事業者の販売員は、Aの携帯電話に電話をかけ、「あなたはまだ特別会員から一般会員へ切り替わっていない。切り替えるのに 円必要である。」等と告げた。Aはすでに会員になっているはずだと言って断ったが、本件事業者の販売員は書類を送るので見るように言って電話を切った。その数日後、Aのもとに本件事業者からの書類が届いた。その届いた書類は、約50万円の「サクセスマネジメントガイド」という教材に係るものであり、Aはこれが会員の切り替えとどう関係があるのかわからなかった。

【事例2】

本件事業者の販売員は、平成16年3月ころ、かつて他社と行政書士の資格取得のための講座の受講に係る契約を締結したところのある岩手県在住の消費者Bの携帯電話に電話をかけ、「貴方は、以前 で行政書士の受講契約をしたままになっています。資格を取得しない限り、二次、三次の研修を受けてもらうこととなります。このまま継続するか、このまま終了にするか決めてもらわないと、その都度研修費用を支払ってもらうこととなります。」「今回新たに経營業務監査講座の申込み契約をして頂ければ、これが最終手続きとなります。この講座の申込みで実務切替を行えば、これ以降一切支払いの発生する心配がなくなるので、切替をやりましょう。」等と告げた。Bは、前回の契約のローンもあり、新たな講座を申し込むような金銭的余裕がないと言って断ったが、本件事業者の販売員は「払えないなら途中で終了してもらって結構、支払いの解除の手配をするので是非契約してください。」等と告げ、執拗に勧誘を行った。Bはついには断り切れず、前の講座の支払いが解除になるならと思い仕方なく、約50万円の「経營業務監査講座」という教材の購入の申込みをした。

その後、平成16年11月、本件事業者の販売員はBの携帯電話に電話をかけ、「貴方は、以前契約をしたまま行政書士の資格を取得していない。貴方は合格していないので、在籍を個人に切り替えなくてはならない。切替のため新たにサクセスマネジメントガイドの契約をして貰わなくてはならない。」「切り替えをしない場合は、二次、三次の研修を受けてもらうことになり、その都度40万円以上の費用が必要だ。」等と告げた。Bは、前回の契約時、本件事業者の販売員が前の講座の契約を解除にするからと告げたので契約したのに、未だ支払いが続いていることを伝えると、本件事業者の販売員は「よく考えてみてください。契約したものを勝手に解約して、前の契約が無くなるということはありません。」等と告げたので、納得できず勧誘を断って電話を切った。

数日後、本件事業者の販売員は、仕事であったBの携帯電話に電話をかけ、「この間の電話で貴方は、もう止めたいと言われていますが、こちらには登録されているので、止める手続きをきちっとして、在籍手続きの変更をして頂け

れば終了になります。」、「その手続きとして、新たな講座の申込み契約をして頂くことによって終了となります。」等と告げた。Bは前回と同じような勧誘の仕方でおかしいと思い、契約の意思はないと言って断り、電話を切った。それでもこの後も、本件事業者の販売員は、Bの工作中に携帯電話に何度も電話をかけ、Bがその都度断っても、執拗に勧誘を続けた。